

く
おくやみハンドブック
く

ご遺族の方へ

日田市

「おくやみ手続案内窓口のご案内」

死亡届を提出した後のおくやみに関するさまざまな手続について、ご案内いたします。ご予約をお願いします。

**予約先：市役所 1階総合案内
おくやみ手続案内窓口（3日以内窓口）
☎ 0973-22-8233**

**受付時間：平日 8：30～17：00
案内時間：平日 9：00～15：00**

スマートフォンやWebで、簡単な質問に答えるだけで市役所内で必要な手続が確認できる「おくやみ手続ナビ～日田市版～」もご活用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/44204>



ご遺族の方へ

チェックリスト

このたびはご親族様のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。
日田市では、ご遺族の方が行う各種手続をまとめた「おくやみハンドブック」を作成しました。
市役所1階総合案内の「おくやみ手続案内窓口（3日以内窓口）」では、各種手続のご案内を行っていますので、各課での手続の前にお越しく下さい。
このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

事前準備について

市役所で各種手続をする今後の流れは下記のとおりです。
まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。

STEP 3 おくやみ手続案内窓口の予約（☎ 0973-22-8233）

おくやみ手続案内窓口（3日以内窓口）をご予約ください。受付時に来庁時の持ち物をお伝えいたします。また、ご不明な点などございましたら、ご予約時にお問い合わせください。

STEP 4 各種手続チェックリスト

該当手続の把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続ページをご覧ください。
スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで必要な手続の確認ができる「おくやみ手続ナビ」もぜひご利用ください。

STEP 5 ご来庁ください

おくやみハンドブックに同封している「お客様情報シート」と必要なものをご持参の上、日田市役所おくやみ手続案内窓口へお越しく下さい。

※ご注意ください

- 日田市に本籍がある方で亡くなられた方の戸籍に死亡が記載されるまでには
- ・日田市役所に死亡届を提出された方は平日で3～4日
 - ・市外の市役所等に死亡届を提出された方は平日で7～14日程度かかります。

来庁時の持ち物について

手続によって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

手続の内容によって必要なものが異なる場合があります。

詳細については、各種手続ページをご覧くださいか、

日田市役所おくやみ手続案内窓口（3日以内窓口 ☎0973-22-8233）にお問い合わせください。

本人確認書類について

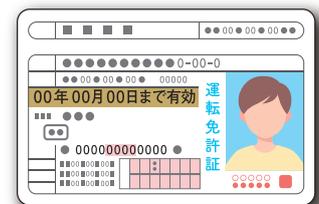
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の被保険者証（資格確認書）等、介護保険被保険者証・医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



おくやみ手続案内窓口のご案内

日田市では、亡くなられた方に関する手続をご案内する「おくやみ手続案内窓口」を設置しています。ご利用には、事前に電話予約をお願いします。ご予約時に、手続の際に必要な持参品等をお伝えいたします。

おくやみ手続案内窓口でできること

●必要な手続をまとめてご案内します。

市役所で必要な手続について、総合案内の「おくやみ手続案内窓口（3日以内窓口）」で受付やご案内を行い、ご遺族が少しでも安心して手続を進められるようサポートいたします。

●書類の記入が省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。

※一部、担当課でしか準備できない手続もあります。



予約方法について

以下の方法で予約してください。

●電話予約

電話番号 **0973-22-8233**

受付時間 午前8時30分～午後5時まで
(土・日曜日、祝休日、年末年始を除く)

案内時間 午前9時～午後3時まで
(土・日曜日、祝休日、年末年始を除く)



日田市おくやみ手続案内窓口

場 所：市役所1階 総合案内(3日以内窓口)
日田市田島2丁目6番1号

電話番号：0973-22-8233

死亡に伴う各種手続チェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カードを持っていた	
	<input type="checkbox"/>	世帯主で同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる	P.8
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
年金	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入しており、その方によって生計維持されていた子どもと配偶者がいる	P.9
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入しており、亡くなられた方が生計を維持していた	P.10
	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	
	<input type="checkbox"/>	年金に加入または受給していた	P.11
	<input type="checkbox"/>	障害者扶養共済制度に加入していた	P.12
	<input type="checkbox"/>	夫であり結婚してから10年以上たっている	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者証(資格確認書)を持っていた	P.13
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者証(資格確認書)を持っていた	P.14
	<input type="checkbox"/>	限度額適用認定証(または限度額適用・標準負担額減額認定証)を持っていた	P.15
	<input type="checkbox"/>	特定疾病療養受療証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の健康保険証を持っていた	
介護保険	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証を持っていた	P.16
	<input type="checkbox"/>	介護保険負担割合証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	介護保険負担限度額認定証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減確認証を持っていた	P.17
	<input type="checkbox"/>	介護保険高額介護(予防)サービス費を受給していた	
子ども	<input type="checkbox"/>	子どもが認定こども園・保育園等に入所している	P.18
	<input type="checkbox"/>	子どもが放課後児童クラブを利用している	
	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.19

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

死亡に伴う各種手続チェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
子ども	<input type="checkbox"/>	子ども医療費受給資格者証を持っていた	P.20
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成の対象児童である	
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費受給資格者証を持っていた	P.22
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳を持っていた	P.23
	<input type="checkbox"/>	療育手帳を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.24
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	重度心身障がい者の医療費受給者証を持っていた	P.25
	<input type="checkbox"/>	障害者扶養共済制度に加入していた	
税金	<input type="checkbox"/>	普通自動車を持っていた	P.26
	<input type="checkbox"/>	軽自動車を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	原付バイク(125cc以下)を持っていた	P.27
	<input type="checkbox"/>	126cc以上のバイクを持っていた	
	<input type="checkbox"/>	小型特殊自動車を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	土地家屋の資産がある	P.28
	<input type="checkbox"/>	個人住民税・国民健康保険税・介護保険料が課されていた	P.29
上下水道等	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.30
	<input type="checkbox"/>	井戸水を使用している世帯で、下水道に接続していた	
	<input type="checkbox"/>	し尿くみ取りを行っていた	P.31
	<input type="checkbox"/>	浄化槽を設置していた	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
その他	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	P.32
	<input type="checkbox"/>	緊急通報装置を利用していた	
	<input type="checkbox"/>	家族介護用品支給券を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	世帯主で防災ラジオを借りていた	P.33
	<input type="checkbox"/>	農業をしていた	P.34
	<input type="checkbox"/>	森林を所有していた	
	<input type="checkbox"/>	市営住宅に住んでいた	P.35
	<input type="checkbox"/>	大分県交通災害共済に加入していた	
	<input type="checkbox"/>	日田市営駐車場を契約していた	
	<input type="checkbox"/>	国・県・市指定の文化財を所有していた	P.36
	<input type="checkbox"/>	空き家の相談	
	<input type="checkbox"/>	粗大ごみの処分 (有料) 【指定袋に入らない物や引っ越し・片付け等で出た大量のごみ】	P.37
	<input type="checkbox"/>	家電リサイクル対象品の処分 (有料) 【エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機】	

各振興局 問合せ先	
天瀬振興局 総務振興係	☎ 0973-57-8201
大山振興局 総務振興係	☎ 0973-52-3101
前津江振興局 総務振興係	☎ 0973-53-2111
中津江振興局 総務振興係	☎ 0973-54-3111
上津江振興局 総務振興係	☎ 0973-55-2011

1. 住民登録に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードの返納

振興局対応：○

手続き詳細	期 限
所有者が亡くなられた場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。	なし
※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。すべてのお手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをおすすめします。	手続きができる人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバーカード	市民課 窓口サービス係 （市役所1階） ☎ 0973-22-8204

住民基本台帳カードを持っていた

手続き 住民基本台帳カードの返納

振興局対応：○

手続き詳細	期 限
カード所有者が亡くなられた場合、カードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。	なし
	手続きができる人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	市民課 窓口サービス係 （市役所1階） ☎ 0973-22-8204

世帯主で同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる

手続 世帯主変更届

振興局対応：○

手続詳細	期 限
世帯主が亡くなられた世帯で、他に世帯員がいるときは、世帯主変更届が必要となる場合があります。	死亡から 14 日以内
	手続ができる人 同一世帯の方 ※別世帯の方が手続する場合は委任状が必要です。
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの）	市民課 窓口サービス係 （市役所 1 階） ☎ 0973-22-8204

印鑑登録をしていた

手続 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続ができる人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 印鑑登録証（カード）	市民課 窓口サービス係 （市役所 1 階） ☎ 0973-22-8204

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

2. 年金に関する手続

国民健康保険に加入しており、その方によって生計維持されていた子どもと配偶者がいる

手続 遺族基礎年金の請求

振興局対応：○

手続詳細	期 限
遺族基礎年金は、国民年金加入中の方が亡くなられた場合、その方によって生計維持されていた子どもを持つ配偶者や、お子さんのうち、所定の支給条件を満たす方が受け取れます。	死亡から5年以内
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 印鑑（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のものも含む） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 死亡診断書 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 年金手帳（ご遺族のものも含む）	健康保険課 国保・年金係 （市役所1階） ☎ 0973-22-8271 年金事務所 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

厚生年金に加入しており、亡くなられた方が生計を維持していた

手続 遺族厚生年金の請求

手続詳細	期 限
遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が亡くなられた場合、一定の支給要件を満たす場合に、その方によって生計維持されていたご遺族が受けることができます。	支給事由が生じた日の翌日から5年
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
年金事務所へご確認ください。	年金事務所 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

国民年金に加入または受給していた

手続① 年金の受給権者死亡届

振興局対応：○

手続詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、年金の受給権者死亡届を年金事務所に提出する必要があります。ただし、日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が収録されている方は、原則として、提出を省略できます。	10日（国民年金は14日）以内
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 死亡診断書 <input type="checkbox"/> 年金証書	健康保険課 国保・年金係 （市役所1階） ☎ 0973-22-8271 年金事務所 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

手続② 国民年金死亡一時金の請求

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方が死亡日の前日までに3年以上国民年金被保険者であるとき、遺族が受け取ることができます。なお、亡くなられた方が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	死亡から2年以内
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 年金手帳（ご遺族のものも含む）	健康保険課 国保・年金係 （市役所1階） ☎ 0973-22-8271 年金事務所 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

2. 年金に関する手続

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

年金に加入または受給していた

手続 未支給年金の請求

振興局対応：○

手続詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取れるように請求することができます。厚生年金を受給していた方は年金事務所、共済年金を受給していた方は各種共済組合へお問い合わせください。	死亡から5年以内
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	健康保険課 国保・年金係 （市役所1階） ☎ 0973-22-8271 年金事務所 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

障害者扶養共済制度に加入していた

手続 障害者扶養共済制度の年金支給請求

振興局対応：○

手続詳細	期 限
障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めていた場合（障害者扶養共済制度）、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給するための請求を行うことができます。	なし
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 死亡診断書 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本	福祉支援課 障害福祉係 （市役所1階） ☎ 0973-22-8290

夫であり結婚してから10年以上たっている

手続 寡婦年金の請求

振興局対応：○

手続詳細	期 限
寡婦年金は、10年以上の期間にわたり国民年金被保険者であった夫が亡くなられたときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻が60歳から65歳までの間、受けることができるものです。なお、夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	死亡から5年以内
	手続ができる人 継続した婚姻期間が10年以上ある妻
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 年金手帳（ご遺族のものも含む）	健康保険課 国保・年金係 （市役所1階） ☎ 0973-22-8271 年金事務所 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

MEMO

3. 保険に関する手続

国民健康保険被保険者証（資格確認書）を持っていた

手続① 国民健康保険証（資格確認書）の返却

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合、国民健康保険証（資格確認書）を返却していただく必要があります。	死亡から14日以内
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証（資格確認書）	健康保険課 国保・年金係 （市役所1階） ☎ 0973-22-8271

手続② 国民健康保険葬祭費の支給申請

振興局対応：○

手続詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
	手続ができる人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（喪主のもの） <input type="checkbox"/> 会葬礼状	健康保険課 国保・年金係 （市役所1階） ☎ 0973-22-8271

手続③ 国民健康保険の世帯主変更

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は被保険者証を差し替えます。	死亡から14日以内
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証（資格確認書）（世帯全員分）	健康保険課 国保・年金係 （市役所1階） ☎ 0973-22-8271

後期高齢者医療被保険者証（資格確認書）を持っていた

手順① 後期高齢者医療保険証（資格確認書）の返却

振興局対応：○

手順詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、後期高齢者医療保険証（資格確認書）を返却していただく必要があります。	なし
	手続きができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証（資格確認書）	健康保険課 国保・年金係 （市役所1階） ☎ 0973-22-8271

手順② 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

振興局対応：○

手順詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続きができる人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 認印（喪主のもの） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（喪主のもの） <input type="checkbox"/> 会葬礼状	健康保険課 国保・年金係 （市役所1階） ☎ 0973-22-8271

手順③ 後期高齢者医療相続人代表者指定の手続（口座変更依頼書）

振興局対応：○

手順詳細	期 限
加入者が亡くなられた後に給付等が発生した場合の送付先として、相続人代表者を届出するものです。	すみやかに
	手続きができる人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（相続人代表者のもの） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（相続人代表者のもの）	健康保険課 国保・年金係 （市役所1階） ☎ 0973-22-8271

3. 保険に関する手続

限度額適用認定証(または限度額適用・標準負担額減額認定証)を持っていた

手続 限度額適用認定証等の返却

振興局対応：○

手続詳細	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方が亡くなられた場合には、認定証を返却していただく必要があります。	死亡から5年以内
	手続ができる人 ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証	健康保険課 国保・年金係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8271

特定疾病療養受療証を持っていた

手続 特定疾病療養受療証の返却

振興局対応：○

手続詳細	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなられた場合には、受療証を返却していただく必要があります。	死亡から14日以内
	手続ができる人 ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証	健康保険課 国保・年金係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8271

国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の健康保険証を持っていた

手続 健康保険の資格喪失手続・埋葬料の支給申請

手続詳細	期 限
健康保険に加入している方が亡くなられた場合、資格喪失手続が必要です。また、ご家族の方に埋葬料が支給される制度があります。詳細は加入されている保険者にご確認ください。	加入されている保険者にご確認ください。
	手続ができる人 ご遺族
必要なもの	問合せ先
加入されている保険者にご確認ください。	各保険者

4. 介護保険に関する手続

介護保険被保険者証を持っていた

手続 介護保険被保険者証の返却

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証を返却していただく必要があります。	死亡から14日以内
	手続ができる人
必要なもの	ご遺族
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	問合せ先
	長寿福祉課 介護保険係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8264

介護保険負担割合証を持っていた

手続 介護保険負担割合証の返却

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険負担割合証を返却していただく必要があります。	なし
	手続ができる人
必要なもの	ご遺族
<input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証	問合せ先
	長寿福祉課 介護保険係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8264

介護保険負担限度額認定証を持っていた

手続 介護保険負担限度額認定証の返却

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方の負担限度額認定証を返却していただく必要があります。	なし
	手続ができる人
必要なもの	ご遺族
<input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	問合せ先
	長寿福祉課 介護保険係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8264

4. 介護保険に関する手続

介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減確認証を持っていた

手続 **介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減確認証の返却** 振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減確認証を返却していただく必要があります。	なし
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	長寿福祉課 介護保険係 (市役所 1 階) ☎ 0973-22-8264

介護保険高額介護（予防）サービス費を受給していた

手続 **高額介護（予防）サービス費の支給申請の手続** 振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方が高額介護（予防）サービス費を受給していた場合、振込口座を相続人代表者名義の口座へ変更していただく必要があります。	原則、介護サービス利用 月から2年以内
	手続ができる人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の口座番号がわかる書類	長寿福祉課 介護保険係 (市役所 1 階) ☎ 0973-22-8264

5. 子どもに関する手続

子どもが認定こども園・保育園等に入所している

手続 **認定こども園・保育所等の手続** 振興局対応：○

手続詳細	期 限
認定こども園・保育園等に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	なし
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの）	こども未来課 子育て支援係 （市役所 1 階） ☎ 0973-22-8317

子どもが放課後児童クラブを利用している

手続 **放課後児童クラブの手続** 振興局対応：○

手続詳細	期 限
放課後児童クラブに登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	なし
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの）	こども未来課 子育て政策係 （市役所 1 階） ☎ 0973-22-8317

5. 子どもに関する手続

児童手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続① 児童手当の受給者変更・資格喪失等の手続

振興局対応：○

手続詳細	期 限
<p>児童手当の受給者が亡くなられた場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。</p> <p>ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。</p>	<p>死亡から14日以内</p>
	<p>手続ができる人</p> <p>今後児童を養育する方</p>
必要なもの	問合せ先
<p><input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 （ご遺族のもの 配偶者と子の双方）</p> <p><input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証等</p>	<p>こども家庭相談室 （市役所1階）</p> <p>☎ 0973-22-8292</p>

【児童が亡くなられた場合】

手続② 児童手当の受給事由消滅届

振興局対応：○

手続詳細	期 限
<p>児童手当の対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。</p>	<p>死亡から14日以内</p>
	<p>手続ができる人</p> <p>ご遺族</p>
必要なもの	問合せ先
<p><input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡診断書</p>	<p>こども家庭相談室 （市役所1階）</p> <p>☎ 0973-22-8292</p>

子ども医療費受給資格者証を持っていた

手続 子ども医療費受給資格者証の返却

振興局対応：○

手続詳細	期 限
子ども医療費受給資格者証をお持ちの児童が亡くなられた場合、その児童の受給資格は死亡日をもって失効となりますので、返却してください。	なし
	手続ができる人
必要なもの	ご遺族
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 子ども医療費受給資格者証	問合せ先
	こども家庭相談室 （市役所1階） ☎ 0973-22-8292

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成の対象児童である

手続① 児童扶養手当の受給申請

振興局対応：○

手続詳細	期 限
配偶者が、亡くなられたことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している児童が満18歳までの年度末（障がい児は20歳未満）の場合、児童扶養手当を申請することができます。所得制限があり、遺族年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。	なし
	手続ができる人
必要なもの	ご遺族
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証等（申請者と子ども双方のもの）	問合せ先
	こども家庭相談室 （市役所1階） ☎ 0973-22-8292

手続② ひとり親家庭等医療費助成の申請

振興局対応：○

手続詳細	期 限
配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している子どもが満18歳の年度末までの場合、ひとり親家庭等医療費助成を申請することができ、所得が一定の額未満の方について、診療の自己負担分を助成します。	なし
	手続ができる人
必要なもの	ご遺族
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（申請者のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証等（申請者と子ども双方のもの）	問合せ先
	こども家庭相談室 （市役所1階） ☎ 0973-22-8292

5. 子どもに関する手続

児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続① 児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続

振興局対応：○

手続詳細	期 限
児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。	死亡から14日以内
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証等（申請者と子ども双方のもの）	こども家庭相談室 （市役所1階） ☎ 0973-22-8292

【児童が亡くなられた場合】

手続② 児童扶養手当の受給資格喪失届

振興局対応：○

手続詳細	期 限
児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合、受給資格喪失届を提出してください。ただし、故人のほかに児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。	死亡から14日以内
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 死亡診断書	こども家庭相談室 （市役所1階） ☎ 0973-22-8292

ひとり親家庭等医療費受給資格者証を持っていた

手続 ひとり親家庭等医療費助成の資格消滅届

振興局対応：○

手続詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費受給資格者証を交付していた方が亡くなられた場合、資格喪失の手続が必要です。	なし
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給資格者証	こども家庭相談室 （市役所1階） ☎ 0973-22-8292

特別児童扶養手当を受給していた

手続 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続

振興局対応：×

【保護者が亡くなられた場合】

手続詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続となります。	なし
	手続ができる人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（申請に関係するすべての方のもの） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	福祉支援課 障害福祉係 （市役所1階） ☎ 0973-22-8290

【児童が亡くなられた場合】

手続詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は金額改定の手続となります。	なし
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの）	福祉支援課 障害福祉係 （市役所1階） ☎ 0973-22-8290

6. 福祉（障がい）に関する手続

身体障害者手帳を持っていた

手続 身体障害者手帳の返却

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方の身体障害者手帳を返却していただく必要があります。	なし
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	福祉支援課 障害福祉係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8290

療育手帳を持っていた

手続 療育手帳の返却

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方の療育手帳を返却していただく必要があります。	なし
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 療育手帳	福祉支援課 障害福祉係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8290

精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続 精神障害者保健福祉手帳の返却

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方の精神障害者保健福祉手帳を返却していただく必要があります。	なし
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	福祉支援課 障害福祉係 (市役所1階) ☎ 0973-22-8290

特別障害者手当を受給していた

手続

特別障害者手当の受給資格者の喪失届・未支払手当請求書

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受け取ることができます。	死亡から14日以内
	手続ができる人 ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	福祉支援課 障害福祉係 （市役所1階） ☎ 0973-22-8290

障害児福祉手当を受給していた

手続

障害児福祉手当の受給資格者の死亡届

振興局対応：×

手続詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受け取ることができます。	死亡から14日以内
	手続ができる人 ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	福祉支援課 障害福祉係 （市役所1階） ☎ 0973-22-8290

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

6. 福祉（障がい）に関する手続

重度心身障がい者の医療費受給者証を持っていた

手続 重度心身障がい者医療費受給者証の返却

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方が重度障がい者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続が必要です。	死亡から14日以内
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 重度心身障がい者医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	福祉支援課 障害福祉係 （市役所1階） ☎ 0973-22-8290

障害者扶養共済制度に加入していた

手続 障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

振興局対応：○

手続詳細	期 限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなられた場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	なし
	手続可能な人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	福祉支援課 障害福祉係 （市役所1階） ☎ 0973-22-8290

7. 税金に関する手続

普通自動車を持っていた

手続 普通自動車の名義変更手続

手続詳細	期 限
普通自動車の所有者が亡くなられた場合、相続人に名義を変更する必要があります。相続人に名義を変更する手続や必要な持ち物は相続人の人数などによって異なるため、運輸支局にご相談することをおすすめします。	運輸支局にご確認ください。
	手続ができる人 ご遺族
必要なもの	問合せ先
運輸支局にご確認ください。	都道府県運輸支局 (大分運輸支局) ☎ 050-5540-2087

軽自動車を持っていた

手続 軽自動車の名義変更手続

手続詳細	期 限
軽自動車の所有者が亡くなられた場合、相続人に名義を変更する必要があります。相続人に名義を変更する手続や必要な持ち物は相続人の人数などによって異なるため、軽自動車検査協会にご相談することをおすすめします。	軽自動車検査協会へご確認ください。
	手続ができる人 ご遺族
必要なもの	問合せ先
軽自動車検査協会へご確認ください。	軽自動車検査協会 (大分事務所) ☎ 050-3816-1759

7. 税金に関する手続

原付バイク (125cc以下) を持っていた

手続 原付バイクの名義変更・廃車手続

振興局対応：○

手続詳細	期 限
原付バイクの所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続が必要です。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続ができる人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（手続に来た方のもの） <input type="checkbox"/> 標識交付証明書もしくは車台番号等が確認できるもの <input type="checkbox"/> 原付バイクのナンバープレート	税務課 税制窓口係 （市役所1階） ☎ 0973-22-8397

126cc以上のバイクを持っていた

手続 軽二輪・小型二輪の廃車手続

手続詳細	期 限
排気量126cc以上のバイクを使用しなくなったときや所有者が亡くなられたときなどは、運輸支局での手続が必要です。	運輸支局にご確認ください。
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
運輸支局にご確認ください。	都道府県運輸支局 （大分運輸支局） ☎ 050-5540-2087

小型特殊自動車を持っていた

手続 小型特殊自動車の名義変更・廃車手続

振興局対応：○

手続詳細	期 限
小型特殊自動車の所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続が必要です。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続ができる人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（手続に来た方のもの） <input type="checkbox"/> 標識交付証明書もしくは車台番号等が確認できるもの <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車のナンバープレート	税務課 税制窓口係 （市役所1階） ☎ 0973-22-8397

土地家屋の資産がある

手順① 不動産の所有権移転登記申請

振興局対応：×

手順詳細	期 限
相続により不動産の所有者の名義等が変更になる場合には、登記している場合は法務局にて不動産の登記を行う必要があります。(登記をしていない場合は市役所) 相続の内容によって提出書類や手順の流れが異なります。	3 年以内
	手続きができる人 相続人またはご遺族
必要なもの	問合せ先
法務局及び市役所へご確認ください。	大分地方法務局日田支局 ☎ 0973-22-2719 税務課 資産税係 (市役所 1 階) ☎ 0973-22-8206

手順② 固定資産税の相続人代表者指定届の提出

振興局対応：○

手順詳細	期 限
亡くなられた方に土地家屋の資産がある場合、相続登記が完了するまで納税通知書を相続人の代表者に送付させていただくことになります。相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市役所が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。	すみやかに
	手続きができる人 相続人またはご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (ご遺族のもの)	税務課 資産税係 (市役所 1 階) ☎ 0973-22-8206

7. 税金に関する手続

個人住民税・国民健康保険税・介護保険料が課されていた

手続 相続人代表者指定届の提出

振興局対応：○

手続詳細	期 限
<p>亡くなられた方に個人住民税・国民健康保険税・介護保険料が課されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただきますこととなります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市役所が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要となります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。</p>	<p>すみやかに</p>
	手続ができる人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（相続人代表者のもの）	税務課 市民税係 （市役所 1 階） ☎ 0973-22-8396

MEMO

8. 上下水道等に関する手続

上下水道を使用していた

手続 名義変更または閉栓届の提出

振興局対応：○

手続詳細	期 限
上下水道使用者の名義人変更または使用中止を行うものです。	できるだけ早く
	手続ができる人
	ご遺族または代理人
必要なもの	問合せ先
なし ※お客様番号がわかればスムーズに手続可能（検針票、領収証等）	経営管理課 窓口係 （市役所5階） ☎ 0973-22-8224 上下水道局料金センター ☎ 0973-22-8220

井戸水を使用している世帯で、下水道に接続していた

手続 地下水等使用変更届の提出

振興局対応：○

手続詳細	期 限
下水道使用量の算定に用いる人数の変更を行うものです。井戸水使用世帯で、下水道に接続していた場合に限りです。	できるだけ早く
	手続ができる人
	ご遺族または代理人
必要なもの	問合せ先
なし ※お客様番号がわかればスムーズに手続可能（検針票、領収証等）	経営管理課 窓口係 （市役所5階） ☎ 0973-22-8224 上下水道局料金センター ☎ 0973-22-8220

8. 上下水道等に関する手続

し尿くみ取りを行っていた

手続 し尿処理手数料名義人申請書の提出

振興局対応：○

手続詳細	期 限
し尿処理手数料の名義人の変更や廃止・休止を行うものです。	なし
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
なし	環境課 生活環境係 (市役所 2 階) ☎ 0973-22-8208

浄化槽を設置していた

手続 浄化槽管理者変更報告書の提出

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方が浄化槽管理者であった場合、管理者の名義人の変更や廃止・休止の届出が必要です。	なし
	手続ができる人
	ご遺族
必要なもの	問合せ先
なし	環境課 水・環境係 (市役所 2 階) ☎ 0973-22-8357

9. その他

犬を飼っていた

手続 犬の登録変更の届出

振興局対応：○

手続詳細	期 限
市役所で登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出するものです。	飼い主が死亡して30日以内
	手続ができる人
必要なもの	新しい飼い主
<input type="checkbox"/> 犬の鑑札	問合せ先
	環境課 企画推進係 (市役所 2 階) ☎ 0973-22-8357

緊急通報装置を利用していた

手続 緊急通報装置の返却

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方が緊急通報装置を利用していた場合、返却の手続きをしていただく必要があります。	なし
	手続ができる人
必要なもの	ご遺族
なし	問合せ先
	長寿福祉課 長寿福祉係 (市役所 1 階) ☎ 0973-22-8299

家族介護用品支給券を受給していた

手続 家族介護用品支給券の返却

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方が家族介護用品支給券を受給していた場合、返却の手続きをしていただく必要があります。	なし
	手続ができる人
必要なもの	ご遺族
<input type="checkbox"/> 家族介護用品支給券	問合せ先
	長寿福祉課 長寿福祉係 (市役所 1 階) ☎ 0973-22-8299

9. その他

世帯主で防災ラジオを借りていた

手順① 防災ラジオ返還の手続 (世帯に誰もいなくなった場合) 振興局対応：○

手続詳細	期 限
防災ラジオは、住民票のある世帯に一台、世帯主へ貸与しています。世帯に誰もいない場合は、貸与対象外となりますので、ご返還の手続をお願いします。	できるだけ早く
	手続ができる人 ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 防災ラジオ一式	防災・危機管理課 (市役所4階) ☎ 0973-22-8363

手順② 防災ラジオ申請事項変更の手続 (他に世帯員がいる場合) 振興局対応：○

手続詳細	期 限
防災ラジオは、住民票のある世帯に一台、世帯主へ貸与しています。世帯主が変更となった場合は、申請事項変更の届出 (貸与者の変更) が必要となります。	できるだけ早く
	手続ができる人 ご遺族
必要なもの	問合せ先
なし	防災・危機管理課 (市役所4階) ☎ 0973-22-8363

農業をしていた

手続 経営主変更申請書

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方が農地の経営主だった場合、経営主宛の文書等の送付先を、新しい経営主に送付させていただくことになります。 『経営主変更申請書』に必要事項を記入し、ご提出ください。	できるだけ早く
必要なもの	手続ができる人 新しい経営主
	問合せ先 農業委員会事務局 (市役所3階) ☎ 0973-22-8213

森林を所有していた

手続 森林の土地の所有者届出

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方が森林を所有しており、相続により新たに所有者となった場合「森林の土地の所有者届出書」を提出する必要があります。	相続開始から90日以内
必要なもの	手続ができる人 森林を相続した方
<input type="checkbox"/> 所有森林の地籍図 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書等	問合せ先 林業振興課 森林整備係 (市役所3階) ☎ 0973-22-8212

市営住宅に住んでいた

手続 市営住宅退去届の提出・市営住宅入居承継申請書の提出

振興局対応：○

手続詳細	期 限
亡くなられた方が単身の場合は「市営住宅退去届」をご提出ください。 亡くなられた方が名義人であり、同居人がいらっしゃる場合は、「市営住宅入居承継申請書」のご提出が必要です。	おおむね1か月
必要なもの	手続ができる人 ご遺族
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 印鑑（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	問合せ先 建築住宅課 住宅係 (市役所5階) ☎ 0973-22-8218

9. その他

大分県交通災害共済に加入していた

手続 大分県交通災害共済見舞金の請求

振興局対応：○

手続詳細

- ・「人身事故」扱いの交通事故証明書が発行されている。
 - ・死亡診断書における「直接の原因（死因）」が「交通事故」となっている。
- 以上の場合に1等級（見舞金：100万円）として扱います。

期 限

1年以内

手続ができる人

ご遺族

必要なもの

- 交通事故証明書
- 死亡診断書
- 加入申込書控
- 戸籍謄本その他必要と認める書類

問合せ先

市民課
生活安全係
(市役所 1 階)
☎ 0973-22-8395

日田市営駐車を契約していた

手続 日田市営駐車場（月極契約）の解約手続

振興局対応：×

手続詳細

- ・契約者が亡くなられた場合、契約している駐車枠の解約手続が必要となります。
- ・ご遺族の方が継続して駐車枠を契約する意思がある場合は、契約者等の変更が必要となります。

期 限

おおむね1か月

手続ができる人

ご遺族

必要なもの

- 本人確認書類（ご遺族のもの）

問合せ先

市民課
生活安全係
(市役所 1 階)
☎ 0973-22-8395

国・県・市指定の文化財を所有していた

手続 指定文化財所有者変更の届出

振興局対応：○

手続詳細	期 限
国・県・市指定の文化財所有者が亡くなられた場合には、所有者を変更する必要があります。	なし
	手続ができる人 新しい文化財所有者
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 指定文化財所有者変更届 <input type="checkbox"/> 指定書	文化財課 文化財管理係 (市役所別館 2 階) ☎ 0973-24-7171

空き家の相談

手続 空き家の管理・処分・相続などの相談

振興局対応：×

手続詳細	期 限
日田市ホームページから「日田市空き家ガイド」をダウンロードできますので、各種手続にご利用ください。また、内容等については担当課へお問合せください。	なし
	手続ができる人 ご遺族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの）	【全般・空き家バンク】 建築住宅課 住宅係 (市役所 5 階) ☎ 0973-22-8218 【環境・衛生】 環境課 水・環境係 (市役所 2 階) ☎ 0973-22-8357

日田市ホームページ
日田市空き家ガイド



9. その他

粗大ごみの処分 (有料)

【指定袋に入らない物や引っ越し・片付け等で出た大量のごみ】

手続詳細	問合せ先
○清掃センターに各自で搬入するか、下に記載している許可業者に依頼してください。	清掃センター ☎ 0973-23-0111
・あやめコーポレーション ☎26-3300	環境課
・九州K運送日田 ☎22-2961	生活環境係
・新栄クリーンサービス ☎57-2233	(市役所2階)
・中央ビル管理 ☎24-7363	☎ 0973-22-8208
・中津ゆうび ☎27-7410	
・日田ビル管理センター ☎22-2525	
・日田ビル美装 ☎23-8304	
・平山産業 ☎24-6354	

家電リサイクル対象品の処分 (有料)

【エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機】

手続詳細	問合せ先
○清掃センターでは処分ができません。	清掃センター
購入店・販売店・あやめコーポレーション・九州K運送日田・中津ゆうび・日田ビル管理センター・平山産業のいずれかにご相談ください。	☎ 0973-23-0111
	環境課
	生活環境係
	(市役所2階)
	☎ 0973-22-8208

MEMO

MEMO

チェックリスト

各種
手続

市役所外の
主な手続

相続
について

委任状

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求ができます。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続先】 お近くの年金事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続について記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続が必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。 日田税務署 ☎ 0973-23-2136
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1か月以内	
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

MEMO

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

少し落ち着いてから行う市役所外での手続チェックリスト

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続	問合せ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続 ※義務ではありません	日田警察署 ☎ 0973-23-2131 大分県運転免許センター ☎ 097-528-3000
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する 保健所へお問い合わせく ださい。	大分県西部保健所 ☎ 0973-23-3133
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
県営住宅	<input type="checkbox"/>	名義変更など	大分県住宅供給公社日 田駐在所(西部振興局3 階) ☎ 0973-23-2480
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 日田税務署 ☎ 0973-23-2136
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転(相続)登記など	大分地方法務局日田支局 ☎ 0973-22-2719

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続	問合せ先
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
KCVケーブルテレビ・インターネット	<input type="checkbox"/>		KCVコミュニケーションズ ☎ 0973-27-5001
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		NHKフリーダイヤル ☎ 0120-151515
農業協同組合加入者	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	大分県農業協同組合日田支店 ☎ 0973-23-2223 大分大山町農業協同組合 ☎ 0973-52-3151
森林組合加入者	<input type="checkbox"/>	名義変更、管理の相談等	日田市森林組合 ☎ 0973-23-5168 日田郡森林組合 ☎ 0973-26-7878
普通自動車の名義変更手続	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	都道府県運輸支局 (大分運輸支局) ☎ 050-5540-2087
軽自動車の名義変更手続	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	軽自動車検査協会 (大分事務所) ☎ 050-3816-1759
軽二輪・小型二輪の廃車手続 (排気量 126cc 以上のバイク)	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	都道府県運輸支局 (大分運輸支局) ☎ 050-5540-2087

※手続に必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍・住民票・税関係証明書)が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせをいただいてから、市役所にお越しいただくと手続が進めやすくなります。

相続に関する手続チェックリスト

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。市役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得することで、お持ちの不動産を知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)

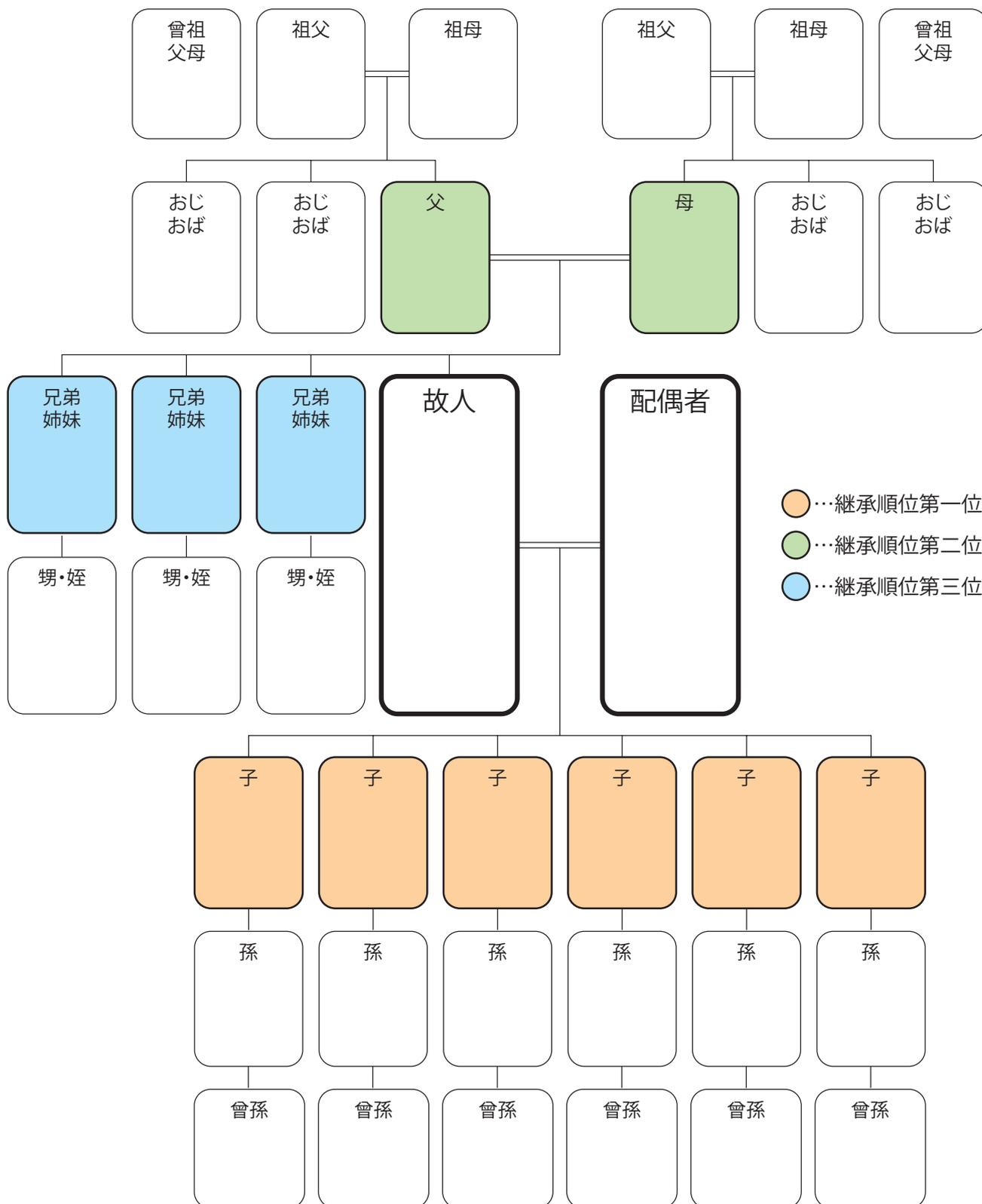
チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のホームページ (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続

市役所外の主な手続

相続について

委任状

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問合せは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

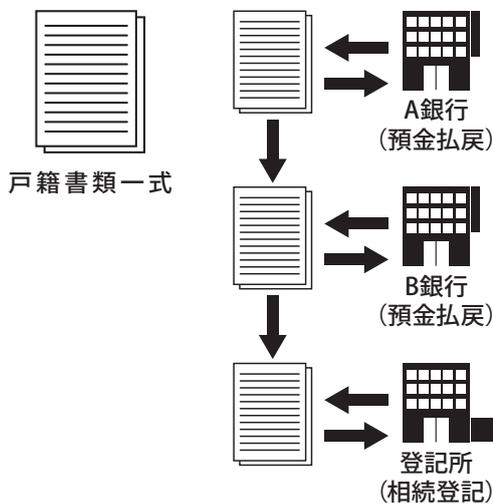
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

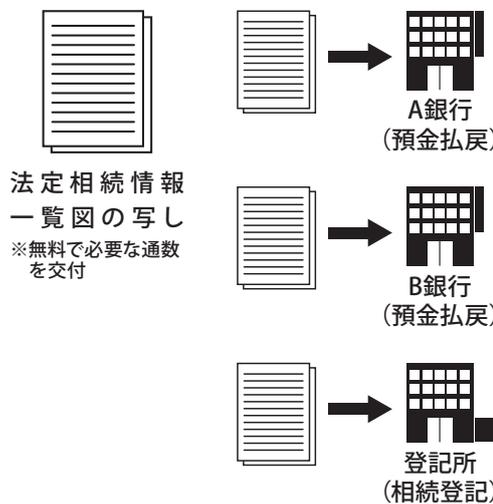
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することもできます。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

※コピーしてお使いください

委任状（代理人選任届）

令和 年 月 日

日田市長 様

私は、次の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

代理人（窓口に来られる方）			
住 所			
氏 名		委任する人から見た関係	
生年月日	大正・昭和・平成・令和	年	月 日

委任する人（請求等を行う権利のある方）	
住 所	
氏 名	Ⓔ （印鑑登録時は登録印を押印）
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
※戸籍の証明に関わる場合は下記もご記入ください。	
本 籍	
筆頭者	

委任事項	
<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 市税に関する証明及び各種手続
<input type="checkbox"/> 戸籍証明【戸籍謄本・抄本】	<input type="checkbox"/> その他（具体的に）
<input type="checkbox"/> 住民異動届	〔 〕
<input type="checkbox"/> 印鑑登録に関わる手続	

●注意事項●

- (1)委任状は委任する本人が、代理人の欄も含めすべて記入してください。
- (2)印鑑登録申請を委任された場合でも登録証の即日交付はできません。
- (3)印鑑登録証明書は委任状では交付できません。

印鑑登録証明書の代理申請は印鑑登録証を委任状の代わりとしますので、代理人に依頼するときは印鑑登録証を預けてください。登録証がない場合は証明書の発行はできません。

（おくやみ手続用）

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.



不要になった家屋で
お困りではありませんか

家屋

店舗・倉庫

ビル等の建築物

解体工事は株式会社
石井建設にお任せください

株式会社
石井建設

☎ 0973-22-1965

〒877-1232 大分県日田市大字三和1963-1

F A X: 0972-24-6627

営業時間: 8:00~17:00

定休日: 第二・第四 土曜日・日曜日

ホームページ

解体・土木 石井建設 | 検索

<https://www.mirakuru.jp/ishii>

MAIL: ishii-kensetsu@if-n.ne.jp

大分県知事許可(特定-02)第012756



相続・贈与に関するご相談は
オガウチ濱田税理士法人
にお任せください



オガウチ濱田
税理士法人

〒877-0047 大分県日田市中本町4-1

TEL 0973-22-3448

営業時間: 平日 8時30分~17時

定休日: 土日祝

FAX: 0973-22-1440

MAIL: ic3@ogauchi.co.jp

相続は、相続税対策をはじめ、様々な手続きが必要となりますが
大半の人が初めての体験で、何をしたらよいのかわからず
困っているのではないのでしょうか。

そこで当社は**円満な相続**を支援いたします。

HPはこちら▶

<https://www.ogauchi.co.jp>

オガウチ濱田税理士法人 | 検索



保険金定額
タイプ

お葬式費用に備えるための保険があります

終活に活かせる保険

葬儀保険「千の風」の
おすすめポイント

1
Point

最高100歳まで保障

85歳10ヶ月
まで申込可能!!

2
Point

加入審査も

告知だけ
の簡単手続き!!

入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます。



保険金定額タイプ100万円保障プラン 例) 70歳の場合

月々 **2,500**円 で **100**万円 保障 //

終活のこと・お葬式のこと・相続のこと・お墓のこと **[相談無料]**

《引受少額短期保険業者》



ベル少額短期保険株式会社

登録番号：福岡財務支局長（少額短期保険）第1号
当社は株式会社鎌倉新書（東証プライム上場、
証券コード：6184）のグループ企業です。

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください



0800-919-0286

【受付時間】平日10:00～17:00



▲Webでの
お申し込みは
こちらから

◆【千の風（1年更新型定期保険）】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。 ◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明（契約概要・注意喚起情報）」でご確認ください。 ◆通信販売（非対面による募集）は保険金額を100万円以下に制限しています。保険金額が100万円超のプランをご希望の場合は対面による募集が必要です。ただし、対面による募集の場合でも、年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。 ◆ご契約の際には「重要事項説明（契約概要・注意喚起情報）」「約款」を必ずお読みください。

ベル少額-資料-2409-001

発行 日田市

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2025年6月

